

○議長（茅沼隆文）

続いて、日程第6 議案第12号 開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。新たに個人番号及び特定個人情報を利用することのできる事務を条例で定めるため、開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（岩本浩二）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第12号 開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、御説明をさせていただきます。

今般の条例改正でございますが、個人番号及び特定個人情報を利用する事務、いわゆる個人番号の独自利用事務に、本町の重度障がい者の医療費助成に関する事務、ひとり親家庭等の医療費助成に関する事務、及び小児の医療費助成に関する事務を追加するものでございます。

これらの医療費助成に関する事務は資格の認定に所得制限を設けているため、町外から転入した申請者に対しましては、前住所地の市町村から交付される所得証明書の添付を求めています。番号法第9条第2項の規定に基づきまして、条例で独自利用事務を定め、個人情報保護委員会に届け出ることによりまして、情報提供ネットワークシステムを通じて前住所地への所得情報の照会が可能となり、所得証明書の添付の省略による町民の負担軽減が図られること、またシステム上での情報連携によりまして事務の効率化が図られることなどから条例改正を行うものでございます。

1枚おめくりいただき、条例案をご覧ください。

朗読させていただきます。

開成町条例第 号。

開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例。

開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年開成町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

右側が改正前、左側が改正後となります。

まず、第4条の改正でございます。改正後の第1項につきましては、番号法第9条第2項の規定に基づきまして個人番号の独自利用事務を定めるものでございます。なお、具体的な事務は、別表第1で定めることとしてございます。

改正後の第2項は、独自利用事務を処理するため必要限度で自らが保有する特定個人情報を利用することができる旨を定めるものでございます。

続きまして、改正後の第3項につきましては、番号法、別表第2に掲げます事務を処理するために必要な限度で、自らが保有する特定個人情報を利用することができる旨を定めるものでございます。なお、本規定は改正前の第4条と同一の内容を規定したものでございます。

続いて、改正後の第4項につきましては、他の条例等において書面の提出が義務づけられている場合におきまして、第2項及び第3項の規定により特定個人情報を利用できる場合には、当該書面の提出があったものとみなす旨を規定するものでございます。書面の提出の省略を可能とし、町民負担の軽減を図るための規定でございます。

条例案の2ページをご覧ください。

附則の次に別表第1及び別表第2の2表を加えるものでございます。別表第1は、条例第4条第1項の規定により重度障がい者の医療費助成に関する事務、ひとり親家庭等の医療費助成に関する事務、小児の医療費助成に関する事務を個人番号の独自利用事務とするものです。別表第2につきましては、それぞれの医療費助成に関する事務におきまして、特定個人情報のうち地方税関係情報を利用する旨を定めるものでございます。

続いて、附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行する。それぞれの医療費助成に関する事務において、町内での特定個人の利用を新年度から施行するため施行日を4月1日としております。

なお、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携につきましては、国の個人情報保護委員会の届け出後に個人情報保護委員会の規則で定められた後、施行することとなります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。質疑はございませんか。

(「なし」という者多数)

○議長(茅沼隆文)

それでは、質疑を終わりにいたします。

続いて、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(茅沼隆文)

討論もないようですので、採決を行います。

議案第12号 開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(茅沼隆文)

着席ください。起立全員によって可決いたしました。